

【別紙 1】脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</p>
<p>〈施策の方向性〉</p> <p>(建築物の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 住宅（耐震化率 90.1% (H30)）の耐震化については、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する必要がある。また、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策や老朽化対策を推進する必要がある。【まちづくり部】○ 県営住宅（耐震化率 94% (R2)→おおむね 100% (R12)）の耐震化を進める必要がある。【まちづくり部】○ 医療施設（耐震化率 72.2% (R1)）については、避難所等に利用されることもあることから、さらに耐震化を促進する必要がある。【保健医療部】○ 県立病院（耐震化率 96.3% (R6)）については、大規模災害発生時にも安定して医療を提供する必要があることから、計画的な建替整備により耐震化を推進する必要がある。【病院局】○ 私立学校（耐震化率 89.6% (R5)）については、躯体の耐震化に加え、非構造部材の耐震対策を引き続き進めていく必要がある。【総務部】○ 学校、警察施設等のブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。【まちづくり部】【教育委員会】【警察本部】○ 宅地の耐震化については、大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の防災対策が必要である。【まちづくり部】○ 盛土等が生じる宅地造成に対して、都市計画法や宅地造成及び特定盛土等規制法の適切な規制により災害防止に努める必要がある。【まちづくり部】 <p>(交通施設、沿道建築物の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 鉄道駅の倒壊による人的被害を避けるため、鉄道駅の耐震化を促進する必要がある。【土木部】○ 緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を促進する必要がある。【まちづくり部】
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p>
<p>〈施策の方向性〉</p> <p>(密集市街地の改善)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 防災上危険な密集市街地の改善を図るため、建物の不燃化、公共空地の設置等を推進する必要がある。【まちづくり部】 <p>(危険空家の除却)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 放置された老朽危険空家の倒壊、部材の飛散等により周辺地域に被害が生じたり、避難の妨げになったりする可能性があるため、市町において実態を把握し、所有者へ改善を促す必要がある。【まちづくり部】
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p>

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

(防潮堤等の整備)

- レベル1津波に対して、防潮堤等の高さが不足し、浸水する箇所については、防潮堤、河川堤防、水門等を整備する必要がある。【農林水産部】【土木部】
- 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する必要がある。【農林水産部】【土木部】
- レベル2津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る必要がある。また、地震動により防潮堤等が著しく沈下して機能が損なわれることのないよう、沈下対策を行う必要がある。【農林水産部】【土木部】
- 日本海津波に対する耐震対策が必要な防潮水門の耐震補強を実施する必要がある。【土木部】
- 津波が越流する河川において、防潮水門を改築時に下流に移設することにより、津波越流区間を縮小し、浸水被害を軽減する必要がある。【土木部】

(避難意識の向上)

- 避難意識の向上等県民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、住民に対し、「マイ避難カード」の作成や、防災訓練への積極的な参加を促進する必要がある。【危機管理部】
- 防災意識を高めるため、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承、発信する必要がある。【危機管理部】
- 児童生徒の引き渡しに関するルールに基づき、実際の引き渡しについて訓練を実施する必要がある。【教育委員会】
- 全ての学校で防災訓練は実施されているが、津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、地域と学校が連携した実践的な防災訓練を実施する必要がある。【教育委員会】
- 阪神・淡路大震災から四半世紀が経過する中で、震災の記憶が風化することを防ぎつつ、その経験と教訓を生かし、南海トラフ地震や多発する自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する「兵庫の防災教育」を推進する必要がある。【教育委員会】

(避難体制の確保・訓練の実施)

- 津波、風水害などからの避難を確実にを行うため、適時適切に市町が避難勧告等の避難情報について、対象区域を明確化して発令する必要がある。【危機管理部】
- 地域特性に応じた避難が円滑に行われるよう、津波の被害想定に基づいた住民避難訓練を実施する必要がある。【危機管理部】

(津波ハザードマップの策定)

- 県が実施した津波シミュレーションをもとに、沿岸市町は、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成して地域住民等への周知に努める必要がある。【危機管理部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

(総合的な治水対策)

- 中小河川を含めた県内河川において、河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備、既存ダムを活用に

よる機能強化、排水機場の整備等、抜本的な河川対策を進める必要がある。

- 近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備、校庭貯留施設や地下貯留槽などの雨水貯留浸透施設の整備等により河川への流出を抑制する流域対策を推進する必要がある。【農林水産部】【土木部】
- 河川の中上流部において、浸水実績のあった箇所だけでなく、家屋等に浸水の恐れがある箇所も、上下流バランスに配慮しながら、局所的な事前防災対策を推進する必要がある。【土木部】
- 河川の流下能力を最大限確保するため、計画的に堆積土砂を撤去する必要がある。【土木部】
- 既存ダムの有効活用を図るため、ダムの嵩上げや放流施設の整備、利水ダムを含む全ての既存ダムにおける事前放流の導入等を進める必要がある。【農林水産部】【土木部】

（高潮・越波対策）

- 沿岸部を高潮被害から守るために、排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する必要がある。特に平成 30 年台風第 21 号により高潮被害が発生した地区については、必要な防護高さを再設定した上で、再度災害防止対策を行う必要がある。また、それ以外の地区についても、今後の高潮被害に備えるため高潮対策に計画的に取り組む必要がある。【農林水産部】【土木部】
- 想定最大規模の高潮等による大規模浸水を想定して、市町、気象庁、警察、交通事業者など関係機関と連携し、広域避難も含めた避難対策について検討する必要がある。【危機管理部】
- 越波による浸水被害や海岸侵食から背後地を守るため離岸堤等の整備を推進する必要がある。【農林水産部】【土木部】

（減災のためのソフト対策）

- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮・内水ハザードマップの作成における市町支援、防災情報の高度化、地域の水防活動の強化等のソフト対策を組み合わせるところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。【土木部】
- 地下空間の管理者等に浸水リスクを周知するため、洪水浸水想定区域図により情報提供を行う必要がある。【土木部】
- 災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。【土木部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

（台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化）

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域（R 区域）等の指定を推進するとともに、想定を超える規模の土砂災害（深層崩壊）が起り得ることから、県民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となるリアルタイムの危険度情報を提供する必要がある。【土木部】

（山地防災・土砂災害対策）

- 20,000 超の土砂災害警戒区域を有する兵庫県では、土砂災害に対する施設整備が途上であること、また、災害には上限がないことなどから、砂防堰堤や治山ダム等の施設整備を着実に推進する必要がある。【農林水産部】【土木部】
- 土砂災害の発生が懸念される R 区域内での人的被害を防ぐため、R 区域内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する必要がある。【土木部】

（ため池及び治山対策）

- 山村の地域活動の停滞、管理不全による森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の頻発化など山間部の災害リスクの高まりに対応するため、大規模ため池等重要な農業水利施設や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備を進める必要がある。【農林水産部】

(野生鳥獣対策)

- 森林の下層植生の消失、土壌流出を防止するため野生動物の「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」を総合的・計画的に推進する必要がある。【環境部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

(市町、消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有)

- 防災行政無線のデジタル化の推進、情報伝達手段の多様化、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、市町、消防、警察等関係機関や県民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。【危機管理部】

(体制の確保)

- 冬期交通の安全確保に重要な役割を担う除雪業務について、受託業者の人材育成や採算性の確保のため、除雪機械運転資格取得に対する補助や除雪オペレータ研修の開催、除雪車両の固定損料の増額等、県独自の支援を行っており、引き続き安定的な除雪体制の維持に取り組む必要がある。

【土木部】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

〈施策の方向性〉

(食料、飲料水の供給体制の確保)

- 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。【危機管理部】
- 応急用食料について、発災後、被災市町からの要請に対応するため、平素から協定業者等の在庫量の把握に努めるとともに、要請に基づいて確保・供給を図る必要がある。【農林水産部】
- 大規模災害時の飲料水の確保として「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、県内の応急給水用資機材の保有状況を共有し、相互応援による応急給水活動を円滑に進める必要がある。

【土木部】

(電力施設、水道施設、ガス管(学校施設含む)等の耐震化)

- 電力事業者による電力施設の耐震性・耐浪性の確保とともに、電力需給に著しい不均衡が生じる場合には、電力事業者と電力広域的運営推進機関等との連携による電力の緊急融通の体制整備を促進する必要がある。【危機管理部】
- 水道施設の耐震適合率は49.0%(耐震適合管路 R5)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を推進する必要がある。【土木部】
- 浄水場、水管橋、電気・機械設備はすでに耐震補強工事を完了している。水道管路は、耐震診断の結果、概ね震度5~6程度の耐震性能を有すると評価されている。【企業庁】

○ 学校施設の埋設ガス管耐震化について、老朽化対策と合わせて推進する必要がある。【教育委員会】
(道路交通機能の強化)

○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【土木部】

○ 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【農林水産部】【土木部】

○ 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【土木部】

○ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【土木部】

○ 発災後、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関等の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【警察本部】

(各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保)

○ ライフライン途絶時等に避難者が安心して避難生活を送れるよう、避難所における自家用発電機や調理器具等に活用できる LP ガスを業界団体等と連携し確保する必要がある。【危機管理部】

○ 避難所における飲料水を確保するため、民間事業者との協定に基づく備蓄や、市町の相互応援協定等による応急給水体制を整備する必要がある。【危機管理部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

〈施策の方向性〉

(孤立集落の発生を防ぐ設備整備)

○ 中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある地区及び集落については、災害時に被害状況を確認する連絡手段を確保し、必要に応じ空から救援できる体制を整備することが必要である。【危機管理部】

(道路交通機能の強化)

○ 林道等は、林業生産活動に加えて、地域交通の改善など、山村地域の生活基盤を支える重要な役割を果たすことから、地域森林計画に基づき開設や拡張を進める必要がある。【農林水産部】

(孤立集落の発生を防ぐ港湾・漁港機能の強化)

○ 兵庫県地域防災計画において、海上アクセスポイントに位置づけている家島港については、代替輸送ルート確保等のため、港湾機能を維持する必要がある。【土木部】

○ 孤立漁村の発生防止のため、津波対策及び漁港施設の機能強化対策を着実に進める必要がある。【農林水産部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

〈施策の方向性〉

(警察、消防の災害対応力強化)

○ 台風接近等により被害発生のおそれがある場合には、救助救出及び被害拡大防止を図るため、機動隊等を管轄する警察署へ事前配置する必要がある。【警察本部】

- いつ発生するか分からない災害に対応するため、警察本部等に迅速に災害警備本部を立ち上げる必要がある。【警察本部】
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した合同訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。【警察本部】
- 警察施設が被災した場合の代替施設を検討し、移転訓練を実施して非常電源及び通信状況を確認する必要がある。【警察本部】
- 消防に関する事項の指導、助言等により、市町の消防力強化を促進する必要がある。【危機管理部】
(警察庁舎の耐震化)
- 平成 30 年度末までに、県内 60 警察施設のうち 57 施設が耐震化済み（工事着手）である。残りの警察施設についても引き続き耐震化事業を推進する必要がある。【警察本部】
(地域の防災組織の災害対応力強化)
- 大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関が即座に現場に駆け付けるのは困難であるため、消防団や地域の防災組織の充実等を図る必要がある。【危機管理部】
- 大災害発生時に、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合に最初に災害に対応するのは、地域のコミュニティであることから、県民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。【危機管理部】
(防災関係機関との連携強化・訓練)
- 救出、救助や応急医療等に従事する実動部隊が、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進するため、被害想定に基づく実戦的な訓練を実施する必要がある。【危機管理部】
- 大規模災害発生時に複数の自治体が被災すれば、自衛隊、警察、消防、海保等の実動機関は、担当区域外からの部隊増員が必要となることから、効率的・効果的な部隊運用がなされるよう、自治体及び実動機関の行動要領を相互に確認する実戦的な合同訓練を実施する必要がある。【危機管理部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生、混乱

〈施策の方向性〉

(帰宅困難者等対策の推進)

- 兵庫県の南海トラフ巨大地震被害想定では、最大約 59 万人の帰宅困難者（通勤・通学者等を含む）の発生が想定されている。また、大阪府から兵庫県へ帰宅しようとする住民も多数発生するものと考えられる。【危機管理部】
- 帰宅困難者に対しては、一斉帰宅の抑制やターミナル駅に集中する人々の誘導、帰宅支援など様々な対策が必要であり、各市町が取組を進めているが、帰宅支援については、府県や市町の区域を越えて移動する通勤通学、観光（外国人を含む）等広域的に調整する必要がある。【危機管理部】
- ターミナル駅周辺等での帰宅困難者等による混乱を防止するため、一時滞在施設の確保に取り組む必要がある。【危機管理部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

〈施策の方向性〉

(医療施設の耐震化)

○ 医療施設の耐震化率は72.2%（R1）に留まり、耐震化が未了の施設では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。【保健医療部】

○ 避難所となる小学校等に整備した井戸を活用し、トイレや清掃等に必要な生活用水を確保することで、避難所の衛生環境の維持を図る必要がある。【危機管理部】

（救急・医療体制の充実）

○ 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、救急搬送体制や、災害時協定の締結等による医師会との連携強化を含めた保健医療体制の強化を図る必要がある。【危機管理部】【保健医療部】

○ 県内全ての災害拠点病院に配置されている災害派遣医療チーム（DMAT）が現地に確実に、インフラ被災時には到達できなくなるため、移動手段の確保や支援物資の物流等に係る対策を講じる必要がある。【保健医療部】

（病院等医療機関における非常用電源等の確保）

○ 災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における自家発電装置や燃料タンクの設置等を促進する必要がある。【保健医療部】

○ 電力供給の途絶に備え、全県立病院において自家発電装置や燃料タンク等を設置し、非常用電源を確保している。また、災害拠点病院においては3日分程度の備蓄燃料を確保している。【病院局】

（道路交通機能の強化）

○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、未改良区間の2車線化など緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【土木部】

○ 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【土木部】

○ 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【土木部】

○ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【土木部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-6) 被災地における感染症等の大規模発生

〈施策の方向性〉

（被災地における感染症対策に係る体制の構築）

○ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等の実施体制を構築しておく必要がある。【保健医療部】

（上下水道施設の耐震化）

○ 災害時においても飲料水及び生活用水を確保するとともに、生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、上下水道施設の耐震化、耐水化を実施する必要がある。

【土木部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

〈施策の方向性〉

（避難所の生活の質の確保）

- 市町と連携し、冷暖房機器の設置、段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティションによるプライバシーの確保などにより、避難所における生活の質の確保を図る必要がある。【危機管理部】

（大規模避難施設の耐震化）

- 大規模自然災害が発生した場合に、避難所として活用が可能なホテル・旅館等について、耐震診断や耐震改修等への助成等の対策を推進する必要がある。【土木部】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉

3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

〈施策の方向性〉

（治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化）

- 警察施設の耐震化を推進し、治安の確保に必要な機能を維持する必要がある。【警察本部】
- 治安の維持に必要な体制、装備資機材を整備する必要がある。【警察本部】
- 広報媒体である「ひょうご防犯ネット+（プラス）」の利用者拡大と民間団体と連携する防犯ネットワークの拡充を図る必要がある。【警察本部】
- 県警ヘリによるヘリテレ映像を迅速に配信し、警察力強化を図る必要がある。【警察本部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

3-2) 首都の機能不全

〈施策の方向性〉

（首都機能のバックアップ）

- 首都直下型地震の発生が懸念される中、東京圏に国や企業の中核機能が集中しており、東京圏が被災すると、経済活動の停止、首都機能の麻痺などで日本全体が機能不全になる恐れがあることから首都機能のバックアップに必要な取組を進める必要がある。【危機管理部】

（防災庁の創設）

- 巨大災害への対応力を強化するため、事前防災から復興まで一連の災害対策を担う政府機関として、防災庁を創設する必要がある。【危機管理部】

（県域を越えた連携強化・訓練）

- 首都圏の被害が甚大で広範囲にわたる場合には、関東ブロック内の枠組みだけでは応援・受援が困難になることが予想される。【危機管理部】
- 関西広域連合及び関係府縣市と連携し、関西防災・減災プランや関西広域応援・受援実施要綱に基づく訓練の実施等により関西圏域としての災害対応力の向上に努めるとともに、首都圏をはじめ関西圏域外の広域ブロックとの相互応援体制の構築・強化に取り組む必要がある。【危機管理部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

〈施策の方向性〉

（県庁舎の耐震化）

- 県・市町の庁舎等（耐震化率 97.6%(R1)）について、災害時の応急対策の活動拠点や被災者の救護拠点、避難所等として重要な機能を担うことから、耐震化を推進する必要がある。【危機管理部】
- 県の本庁舎・総合庁舎・集合庁舎の耐震化率は 84%(R1)であり、残る庁舎の耐震化に向けて引き

続き対策を講じる必要がある。【総務部】

(災害時即時対応体制の強化)

- 災害時の緊急事態の発生に備えて、24時間監視・即応体制を維持する。そのため、職員による宿日直体制、災害待機宿舎に入居する指定要員及び業務要員による待機体制を継続するとともに、訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める必要がある。【危機管理部】
- 職員が発災時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、部局ごとの職員行動マニュアルを作成し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図る必要がある。【危機管理部】
- 発災後の初動対応は被害の発生拡大の防止に対し重要であり、円滑に進める必要がある。【防災】
- 防災担当職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。【危機管理部】
- 発災時には県だけで対応できることに限りがあり、防災関連機関や公益的事業を営む企業等との間の連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。【危機管理部】
- 他の自治体や関係機関から支援を円滑に受けるための受援体制の整備が必要である。【危機管理部】

(県域を越えた連携強化)

- 災害の規模が大きく、被害が甚大で兵庫県や県内市町だけでは対応できない場合に備え、関西広域連合による関西圏域内での応援・受援体制の整備や関西圏域外の広域ブロックとの相互応援協定の締結等により、県域を越えた連携を強化する必要がある。【危機管理部】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

〈施策の方向性〉

(情報通信手段の確保)

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る必要がある。【危機管理部】
- 長期電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）の機能確保に向けて、必要に応じた対策を講じる必要がある。【総務部】【企画部】

(電力供給の維持に係るインフラ整備)

- 電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、道路の無電柱化、洪水・津波・高潮等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【土木部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

〈施策の方向性〉

(情報提供手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、代替手段の整備やその基盤となるLアラートで積極的に防災情報を発信する必要がある。【危機管理部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

〈施策の方向性〉

(市町、消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有)

- 県、市町、消防本部、県警、自衛隊、海上保安本部等の防災関係機関を結ぶ防災専用ネットワーク網について、停電やケーブル切断による情報サービスの機能停止に備え、非常用発電機や衛星通信設備等を配備し、災害情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る必要がある。【危機管理部】
- 避難する住民と車両、救出・救助等に向かう緊急車両等によって発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。【警察本部】
- 県警本部の代替施設への移転訓練を継続実施し、代替施設の回線、非常電源、通信状態を検証する必要がある。【警察本部】
- 特別警報等発表時には発表内容とともに避難の参考となる津波到達予定時間等を関係所属及び現場で活動する警察官に直ちに伝達するとともに、その他の警察署にも伝達がなされるような措置を講じる必要がある。【警察本部】
- 兵庫県警察災害時職員緊急参集システムの効果的な運用により、職員の早期参集、安否確認及び被害状況を把握する必要がある。【警察本部】
- 無線機器など、現場警察官が携帯する通信機器を整備充実する必要がある。【警察本部】

(雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等の迅速な伝達と共有)

- 県民向けにインターネットやデータ放送(Dボタン)で提供している雨量、河川水位、河川監視カメラ画像データの確実な収集・処理・提供を行うため、システムの機能強化やデータの収集・提供に必要な伝送路の冗長化を行う必要がある。【土木部】
- 県民向けにインターネットで提供している1kmメッシュごとの土砂災害危険度予測情報は、県民がより危険度を認識できるよう画面表示等の改善を行う必要がある。【土木部】
- 土砂災害警戒区域ごとに危険度を予測する「箇所別土砂災害危険度予測システム」をより多くの市町で構築する必要がある。【土木部】

(情報収集・提供に係る人材育成)

- フェニックス防災システム等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、県、市町の人材育成を推進する必要がある。【危機管理部】

(災害時要援護者の避難支援体制の構築)

- 各市町が避難行動要支援者名簿の整備を進めると合わせて、名簿の掲載者一人ひとりについて、災害時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の行動を想定した具体的な個別避難計画を地域において作成し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する必要がある。【危機管理部】
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る必要がある。【保健医療部】
- 一時滞在者を含め、日本語が分からない外国人への情報提供等の支援が必要である。【産業労働部】
- 平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられることとなったため、当該施設管理者は、避難確保計画の作成等を進め、施設の避難体制の強化を図る必要がある。【保健医療部】【土木部】【教育委員会】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

〈起きてはならない最悪の事態〉

<p>5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下</p> <p>〈施策の方向性〉</p> <p>(県内事業所BCP策定の推進)</p> <p>○ 大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、県内企業のBCPの策定を促進する必要がある。【危機管理部】【産業労働部】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害</p> <p>〈施策の方向性〉</p> <p>(道路交通機能の強化)</p> <p>○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【土木部】</p> <p>○ 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【土木部】</p> <p>○ 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【土木部】</p> <p>○ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【土木部】</p> <p>(港湾機能の強化)</p> <p>○ 港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止を防ぐため、国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPを策定する必要がある。【土木部】</p> <p>(工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保)</p> <p>○ 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄を促進する必要がある。【産業労働部】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>5-3) コンビナート施設の損壊、火災、爆発等</p> <p>〈施策の方向性〉</p> <p>(石油コンビナートの消防防災体制の充実強化)</p> <p>○ 周辺地域に甚大な影響を及ぼすおそれのある石油コンビナートからの火災や有害物質の流出に備え、特別防災区域を管轄する防災関係機関等による防災体制の充実強化を図る必要がある。特に災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。【危機管理部】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への重大な影響</p> <p>〈施策の方向性〉</p> <p>(港湾機能の強化)</p> <p>○ 港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止を防ぐため、国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPを策定する必要がある。【土木部】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>5-5) 幹線の分断等、陸海空の基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p> <p>〈施策の方向性〉</p> <p>(道路交通機能の強化)</p>

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【土木部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【土木部】
- 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【土木部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【土木部】

(港湾、空港、鉄道機能の強化)

- 港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止を防ぐため、国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPを策定する必要がある。【土木部】
- 陸上輸送の寸断に備えて海上輸送ネットワークを確保する必要がある。【土木部】
- 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港については、空港ごとにそれぞれの管理者が適切に脆弱性を評価し、対策を講じる必要がある。その上で、スムーズな代替機能の確保等、より一層の強靱化を図るために、空港間の相互支援体制を強化する必要がある。【土木部】
- 豪雨等による災害発生時においても、鉄道輸送機能を確保するため、鉄道施設付近の斜面の崩落対策、車両、地下駅、車両基地等の浸水対策を促進する必要がある。【土木部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-6) 食料等の安定供給の停滞

〈施策の方向性〉

(農林水産業に係る生産基盤等の強化)

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設の耐災害性の強化を図る必要がある。【農林水産部】
- 農林水産業の生産基盤等について、農業水利施設、農道橋の耐震化や保全対策、水産物の流通拠点、生産基盤施設の耐震化など、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。【農林水産部】
- 農林水産業を支えるインフラの老朽化が進行し、突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念される。これらは、食料生産・供給等を支えるだけでなく、農山漁村における生活基盤を支える役割も果たしていることから、効率的な補修・更新に取り組む必要がある。【農林水産部】

(道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【土木部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

5-7) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

〈施策の方向性〉

(水資源の有効利用等の推進)

- 阪神と播磨を結ぶ広域送水管の整備など、渇水時を想定して、予備水源の適正な維持や水を融通しあえる仕組みづくりを推進する必要がある。【企画部】【保健医療部】【企業庁】
- 異常渇水に備えるため、農業用水の有効利用等の取組を進める必要がある。【農林水産部】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>6-1) 電力・都市ガスの供給ネットワーク、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止</p>
<p>〈施策の方向性〉</p> <p>(ライフライン関係事業者の防災対策)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 電力事業者における平時からの関係機関との相互連携協力体制の構築や従業員への防災教育等による災害予防、復旧用資機材等の確保・整備を進めるとともに、災害時の応急対策に向けた体制整備等を推進する必要がある。【危機管理部】○ ガス事業者におけるガスの供給状態を把握するための防災システムの強化を進めるとともに、要員の確保等による保安体制の整備等を推進する必要がある。【危機管理部】○ 通信事業者における災害時における通信サービスを確保するための通信網の整備や災害対策用機器の整備・充実等を推進する必要がある。【危機管理部】○ 水道事業者における断水等の被害を最小限とするため、水道施設の計画的な整備や保守点検、災害時の資機材の確保等を推進する必要がある。【危機管理部】 <p>(訓練の実施)</p> <ul style="list-style-type: none">○ エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による防災訓練を実施するとともに、ライフラインの早期復旧を図るため、実践的な訓練を実施する必要がある。【危機管理部】 <p>(太平洋・日本海両国土軸を結ぶガスパイプラインの整備)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 本県のガスパイプラインは太平洋側の基地から各地へ供給されており、太平洋側の基地が被害を受けた際に、未供給状態が長期に及ぶ可能性があるため、日本海側での基地建設とその基地から太平洋側へのパイプライン延伸敷設を行う必要がある。【企画部】
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止</p>
<p>〈施策の方向性〉</p> <p>(水道用水供給施設、工業用水道施設の耐震化等)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 上水道、簡易水道施設等の耐震適合率は49.0% (耐震適合管路：R5)にとどまっており、老朽化対策に合わせて耐震化を促進する必要がある。【土木部】○ 水道用水供給施設・工業用水道施設共に、土木建築施設、水管橋、電気・機械設備はすでに耐震補強工事を完了している。管路は、耐震診断の結果、概ね震度5～6程度の耐震性能を有すると評価されている。【企業庁】○ 水道施設、工業用水道施設の老朽化対策は、将来の健全な事業経営に配慮して計画的な施設更新を進めるとともに、施設点検・診断結果に基づく適切な維持補修の実施により、ライフサイクルコストの最小化を図る必要がある。【企業庁】 <p>(広域的な応援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するために、県内及び近畿圏の水道事業者との相互応援協定の締結により広域的な応援体制を整備するとともに、県内及び近畿圏の水道事業者が定期的集まり相互応援体制の確認を行っている。【土木部】【企業庁】
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p>

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

〈施策の方向性〉

(下水道施設の耐震化等)

- 日常生活に欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化を実施する必要がある。【土木部】
- 市町の下水道部局において、人材・組織体制等が不十分である場合が多いため、人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。【土木部】

(農業集落排水施設の老朽化対策)

- 農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。【農林水産部】

(浄化槽の老朽化対策)

- 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併処理浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進する必要がある。また、浄化槽台帳を整備し、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。【環境部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-4) 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

〈施策の方向性〉

(道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【土木部】
- 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【土木部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【土木部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【土木部】
- 発災後、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関等の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【警察本部】
- 緊急時の輸送道路や迂回路としての機能も併せ持つ重要な農道橋、農道トンネルについて、今後発生が懸念される南海トラフ地震等に備えて耐震化を図る必要がある。【農林水産部】
- 林道等は、林業生産活動に加えて、地域交通の改善など、山村地域の生活基盤を支える重要な役割を果たすことから、地域森林計画に基づき開設や拡張を進める必要がある。【農林水産部】

(港湾、空港、鉄道機能の強化)

- 兵庫県地域防災計画において、海上アクセスポイントに位置づけている姫路港等については、代替輸送ルート確保等のため、港湾機能を維持し、神戸港を含む近隣港との連携強化を図る必要がある。【土木部】
- 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港については、空港ごとにそれぞれの管理者が適切に脆弱性を評価し、対策を講じる必要がある。その上で、スムーズな代替機能の確保等、より一層の強

靱化を図るためには、空港間の相互支援体制を強化する必要がある。【土木部】

- 但馬空港については、兵庫県地域防災計画における広域防災拠点に位置づけられており、空からのアクセスポイントとしての機能を維持する必要がある。【土木部】
- 豪雨等による災害発生時においても、鉄道輸送機能を確保するため、鉄道施設付近の斜面の崩落対策、車両、地下駅、車両基地等の浸水対策を促進する必要がある。【土木部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

〈施策の方向性〉

(老朽化対策の着実な推進)

- 県管理の社会基盤施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後、老朽化の割合が増加することが課題となっているため、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、社会基盤施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する必要がある。【土木部】

(人材・資機材の確保)

- 道路啓開、除雪、迅速な復旧・復興、平時のインフラメンテナンス等を担う建設業において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、若年者や求職者に対する職業訓練による技能習得をはじめ、将来に向けて担い手の確保・育成を図る取組が必要である。【産業労働部】【土木部】
- 防災インフラの速やかな復旧のため、建設業団体、近畿地方整備局（リエゾン、TEC-FORCE等）などの関係機関と連携し、必要な人員・資機材の確保を図る必要がある。【土木部】
- 防災インフラ等の適切な保全、大規模災害時の早期復旧のため、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターやNPO法人兵庫県砂防ボランティア協会等と連携し、県職員OB等の豊富な知識・ノウハウを持つ人材の確保を図る必要がある。【土木部】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

〈起きてはならない最悪の事態〉

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

(警察の災害対応力強化)

- 二次災害発生防止のため、住民を迅速的確に避難誘導する必要がある。【警察本部】
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。【警察本部】
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した合同訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。【警察本部】
- 「緊急事態初動マニュアル（大規模自然災害編）」等に基づき、全班や部隊間の連携を実質的に機能するかを検証する必要がある。【警察本部】
- 被災状況の早期把握や適切な救出救助、部隊展開を行うための映像情報配信機能の強化を図る必要がある。【警察本部】
- 災害発生直後の初動対応に当たる、被災地を管轄する警察署員（災害対応要員）の災害対応能力

の底上げを継続的に行う必要がある。【警察本部】

(消防の災害対応力強化)

- 消防に関する事項の指導、助言等により、市町の消防力強化を促進する必要がある。【危機管理部】
- 県内各消防本部における消防力確保のため、兵庫県消防学校において消防吏員の養成を行う必要がある。【危機管理部】
- 地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図るため、市町等が行う消防団員確保対策を支援する必要がある。【危機管理部】
- 企業の自衛消防組織や従業員、消防職・団員OBや大学生等の活用による機能別消防団員確保対策を支援する必要がある。【危機管理部】
- 地域防災力の充実強化を図るため消防団が自主防災組織等と連携して行う実践的な訓練や研修を支援する必要がある。【危機管理部】

(市街地の改善)

- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等の取組を官民連携して実施する必要がある。【まちづくり部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に推進する必要がある。【土木部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

〈施策の方向性〉

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

- 周辺地域に甚大な影響を及ぼすおそれのある石油コンビナートからの火災や有害物質の流出に備え、特別防災区域を管轄する防災関係機関等による防災体制の充実強化を図る必要がある。特に災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。【危機管理部】
- 特定事業所の屋外タンク耐震改修状況や津波対策実施状況を毎年定期的に調査確認し、所管消防本部と連携して指導強化に努める必要がある。【危機管理部】

(危険な物質を扱う施設の耐震化)

- 地震によるリスクが特に高いと考えられる既存の高圧ガス設備について、最新の耐震設計基準に基づき耐震性能を有するものとなるよう、改修等を進める必要がある。【危機管理部】

(防波堤や護岸等の整備・強化)

- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出することにより、航路閉塞による航行船舶への二次災害が発生する恐れがあることから、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を行うための体制を強化する必要がある。【土木部】
- 台風等の荒天時における船舶の衝突、乗揚げによる道路橋や防波堤等の被害を防止するため、走錨防止対策の強化等を行う必要がある。【土木部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

〈施策の方向性〉

(住宅・建築物の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化について、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負

担が大きいことから、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する必要がある。併せて、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策を推進する必要がある。【まちづくり部】

- 緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を促進する必要がある。【土木部】

(交通規制等の実施)

- 民間プローブ情報の活用等により、道路交通情報を正確に把握して、的確に交通規制等を実施する必要がある。【警察本部】

(交通渋滞、交通事故を回避するための信号機電源付加装置の整備)

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策が必要である。【警察本部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

7-4) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

〈施策の方向性〉

(ため池等の整備)

- 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池の豪雨に対する詳細調査の定期的な実施や耐震調査の実施を通じて、改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修を進める必要がある。【農林水産部】

(計画的な定期点検と適切な日常管理の推進)

- 防災インフラの計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する必要がある。【土木部】
- 砂防堰堤の土砂補足空間を確保するため、計画的に堆積土砂を撤去する必要がある。【土木部】

(台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)

- 災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。【土木部】
- 想定を超える規模の土砂災害(深層崩壊)には対応が困難なことなどから、県民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となるリアルタイムの危険度情報を提供する必要がある。【土木部】
- 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について、浸水想定区域やハザードマップを公表し、災害時に円滑な避難が出来るよう県民に広く情報提供する必要がある。【農林水産部】

(山地防災・土砂災害対策)

- 20,000超の土砂災害警戒区域を有する兵庫県では、土砂災害に対する施設整備が途上であること、また、災害には上限がないことなどから、砂防堰堤や治山ダム等の施設整備を着実に推進する必要がある。【農林水産部】【土木部】
- 土砂災害の発生が懸念されるR区域内での人的被害を防ぐため、R区域内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

〈施策の方向性〉

(マニュアルの整備等)

- 高圧ガス関係事業所は可燃性・毒性ガスの漏洩被害想定を実施の上、施設が危険な状態となった

際の措置及び訓練方法を危害予防規程に定めるとともに、それが円滑に実施できるよう、教育訓練を実施する必要がある。【危機管理部】

- 周辺地域に甚大な影響を及ぼすおそれのある石油コンビナートからの火災や有害物質の流出に備え、特別防災区域を管轄する防災関係機関等による防災体制の充実強化を図る必要がある。特に災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。【危機管理部】
- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境等への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する必要がある。【危機管理部】【保健医療部】

〈起きてはならない最悪の事態〉

7-6) 農地・森林等の被害による県土の荒廃

〈施策の方向性〉

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動による農地・農業水利施設等の保全管理が困難になってきていることから、地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動を可能にする体制整備を推進する必要がある。【農林水産部】

(森林の保全管理)

- 森林の有する国土保全や水源涵養機能など多面的機能を高度に発揮させるため、加古川地域森林計画区ほか2計画区において間伐等の適正な森林整備を推進する。【農林水産部】

(災害に強い森づくりの推進)

- 「災害に強い森づくり」では、林業の採算性悪化による人工林の手入れ不足や、生活様式の変化等に伴う里山林の放置などにより、森林の防災機能等が低下する中、多発する局地的豪雨による斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応するため、災害緩衝林の整備箇所の拡充のほか、六甲山系及び周辺地域において崩壊防止力を高める森林整備等に新たに取り組む必要がある。

【農林水産部】

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策)

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な自然公園の維持・管理に努める。また、県立都市公園では、長寿命化対策を進める一方、社会ニーズに合わない施設等のリノベーション計画を策定し、効果的な整備に取り組む必要がある。【環境部】【土木部】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

〈起きてはならない最悪の事態〉

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

〈施策の方向性〉

(災害廃棄物処理)

- 災害廃棄物を仮置きするストックヤードの候補地が十分確保されていない市町があるため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの確保を促進する必要がある。【環境部】
- 市町における災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けて、教育訓練により人材育成を図る必要がある。【環境部】

(堆積土砂の撤去)

- 災害等により宅地などの私有地に土砂・廃棄物などが堆積した場合、堆積土砂排除事業を活用し、市町による土砂等の一括撤去を促進する必要がある。【土木部】

<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>8-2) より良い復興に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態</p> <hr/> <p>〈施策の方向性〉</p> <p>(人材の育成、確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 阪神・淡路大震災の経験と教訓、創造的復興の知見を生かし、減災・復興政策、市民防災に関する研究を推進するとともに、被災地の復興に貢献する人材の育成を図る必要がある。【危機管理部】 ○ 防災機能を向上させ、世界への発信力を強化するため、防災関係機関との間で調査研究成果の交換等の連携を強化し、調査研究活動の充実を図る必要がある。【危機管理部】 ○ 大規模災害が発生した際、災害対応のノウハウや専門家職員の不足、庁舎の被災などにより初動・応急対策を迅速かつ的確に実施することが困難となることから、被災市町に対し、災害対応の知識や経験を持つ県・市町職員などを派遣して、被災者対策など当該市町が行う応急対策について支援する「ひょうご災害緊急支援隊」の人員・資機材・装備の充実を図る必要がある。【危機管理部】
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</p> <hr/> <p>〈施策の方向性〉</p> <p>(浸水への対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ レベル1津波に対して、防潮堤等の高さが不足し、浸水する箇所については、防潮堤、河川堤防、水門等を整備する必要がある。【農林水産部】【土木部】 ○ 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖することにより、浸水被害の軽減を図る必要がある。【農林水産部】【土木部】 ○ レベル2津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る必要がある。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、機能が損なわれないよう、沈下対策を行う必要がある。【農林水産部】【土木部】 ○ 耐震診断の結果、対策が必要な防潮水門について、耐震補強を実施する必要がある。【土木部】 ○ 津波が越流する河川において、防潮水門を改築時に下流に移設することにより、津波越流区間を縮小し、浸水被害を軽減する必要がある。【土木部】 ○ 大規模自然災害により浸水被害の発生が懸念される下水道施設は、浸水対策を推進する必要がある。【土木部】
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p> <hr/> <p>〈施策の方向性〉</p> <p>(地域の防災人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が起きたときの対応力を向上するために、地方公共団体における防災・危機管理担当部局の職員などが災害対策に必要な事項を体系的に習得する必要がある。【危機管理部】 <p>(体制、装備充実等による警察の災害対応力強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察職員、施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【警察本部】 ○ 大規模災害時に警察機能が十分機能するよう、庁舎施設等の耐震化を推進する必要がある。【警察本部】

<p>○ 警察災害派遣隊について練度向上を図るための訓練を実施するとともに、体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新を図る必要がある。【警察本部】</p> <p>（こころのケア体制の強化）</p> <p>○ 大規模災害時の精神保健医療の需要拡大に対応するため、他自治体からの DPAT（こころのケアチーム）等の円滑な受入体制を整備する必要がある。【福祉部】</p> <p>（災害ボランティア活動支援体制の整備）</p> <p>○ 近年頻発する集中豪雨や今後懸念される大震災等、大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みづくりを推進する必要がある。【県民生活部】</p> <p>（文化財の耐災害性の向上）</p> <p>○ 文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備等を推進する必要がある。【教育委員会】</p> <p>○ 博物館における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する必要がある。【教育委員会】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>8-5) 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p>〈施策の方向性〉</p> <p>（地籍調査の実施）</p> <p>○ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、予算や実施市町における人員の制約等から、地籍調査の進捗率は 27% (H30) にとどまり、十分に進捗していないため、調査等の更なる推進を図る必要がある。【農林水産部】</p> <p>（人材の育成、確保）</p> <p>○ 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図るための取組が必要である。【土木部】</p>
<p>〈起きてはならない最悪の事態〉</p> <p>8-6) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響</p> <p>〈施策の方向性〉</p> <p>（災害発生時における国内外への情報発信）</p> <p>○ 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。【危機管理部】</p> <p>（失業者に対する早期再就職支援）</p> <p>○ 失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する必要がある。【産業労働部】</p>